

広島市立新安佐市民病院（仮称）
高精度放射線治療システム
技術仕様書

地方独立行政法人 広島市立病院機構

広島市立安佐市民病院

令和 2 年 6 月

1. 調達物件の背景及び目的

- ・ 当院は、地域がん診療連携拠点病院であり放射線治療システムの設置は必須である。
- ・ また、現在使用している放射線治療システム：Oncor (Siemens) はすでに販売が終了し2022年には、部品の供給も終了が決定されている。
- ・ 病院移転において、放射線治療システム移設は費用、機器管理等からもデメリットが大きい。
- ・ 装置の旧式化は否めなく現在主流とされている放射線治療技術が一部困難（頭部定位放射線治療等）であり積極的な地域がん医療への貢献が困難となっている。
- ・ 以上から新規放射線治療システムの購入（更新）を行うものである。

2. 調達物品名及び構成内訳

高精度放射線治療システム

(内訳)

1 医療用加速装置	一式
1-1 加速装置本体	1 式
1-2 治療寝台	1 式
1-3 操作コンソール	1 式
1-4 マルチリーフコリメータ (MLC)	1 式
1-5 ポータルイメージング装置 (EPID)	1 式
1-6 IGRT システム	1 式
1-7 呼吸同期照射システム	1 式
1-8 付属品	1 式
1-9 位置決め用 IGRT 装置	1 式
2 放射線治療マネージメントシステム	一式
2-1 データベース用サーバ	1 式
2-2 治療装置用ワークステーション	1 式
2-3 情報編集用ワークステーション	1 式
2-4 データコンバージョン	1 式
3 放射線治療計画装置	一式
3-1 既設放射線治療計画装置アップグレード	1 式
3-2 高精度放射線治療用治療計画システム	1 式
4 放射線治療関連機器	一式
4-1 基準線量計	1 式
4-2 水等価ファントム	1 式
4-3 日常点検測定器	1 式
4-4 治療計画セカンダリー評価システム	1 式
4-5 気圧計・温度計	1 式
4-6 吸引式患者固定具	1 式
4-7 挙上台	1 式
4-8 固定具用マクラ	1 式

4-9	インデックスバー	1 式
4-10	サポートクッション	1 式
4-11	回転照射検証システム	1 式
4-12	呼吸移動検証用ファントム	1 式
4-13	呼吸モニタリングシステム	1 式
4-14	1次元水ファントム	1 式
4-15	平坦度チェッカー	1 式
4-16	シンチレータ	1 式
4-17	3次元水ファントム	1 式
4-18	フィルムレス画像解析 品質管理ソフトウェア	1 式
4-19	放射線治療計画支援システム	1 式
4-20	頭部・頭頸部用患者固定具	1 式
4-21	マイクロタイプチェンバー	1 式
4-22	極小照射野用検出器	1 式
4-23	定位放射線治療用 QA ファントム	1 式
4-24	SRS 専用固定具	1 式
4-25	リニアック用レーザー	1 式

3. 技術的要求要件

- (1) 本調達物件に係る性能、機能及び技術等（以下「性能等」という。）の要求要件（以下「技術的要件」という。）は、別紙に示すとおりである。
- (2) 技術的要件は、全て必須の要求要件である。
- (3) 必須の要求要件は、発注者の必要とする最低限の要求要件を示しており、本調達物件の性能等がこれを満たしていないとの判断がなされた場合には不合格となり、落札決定の対象から除外する。
- (4) 本調達物件の性能等が技術的要求を満たしているか否かの判定は、広島市立広島市民病院医療機器選定委員会、広島市立リハビリテーション病院医療機器選定委員会及び広島市立病院機構本部事務局で実施する入札契約審査会において、本調達物件に係わる技術仕様書に対する提案書やその他入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。
- (5) 本調達物件の構成においては、全て新品であること。引上げ品等使用している場合は落札決定の対象から除外する。

4. その他

(1) 仕様に関する留意事項

- ① 本調達物件のうち医療用具に関しては、入札時点で「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（旧薬事法）」に定められている製造の承認を得ている機器であること。
- ② 本調達物件は、入札時点で製品化されていることを原則とする。ただし、入札時に製品化されていない機器で応札する場合は、技術的要件を満たすことが

可能な旨の説明書、開発計画書、納期に間に合うことの根拠を十分に説明できる資料及び確約書等を提出すること。

(2) 提案に関する注意事項

- ① 提案に際しては、提案システムが本仕様書の要求要件をどの程度満たすか、あるいはどのように実現するかを要求要件ごとに具体的、かつ、分かりやすく記載すること。

したがって、本仕様書の技術的要件に対して、単に「できます。」「提案します。」といった文章のみで、その根拠となるデータ等を示さず具体性のない提案書の場合、評価できないため不合格とする。

- ② 提出資料等に関する照会先を明記すること。
- ③ 提出された内容について、ヒアリングを行う場合があり、ヒアリングについて打診を受けた場合は、必ず対応すること。